

開発行為の許可等に係る申請手数料
(香川県使用料、手数料条例抜粋)

(1) 開発行為許可申請 (法第29条第1項、第2項)

開発区域の規模	自己の居住用	自己の業務用	その他 (非自己用)
0.1 ha 未満	9,400円	14,000円	94,000円
0.1 ha 以上 0.3 ha 未満	23,000円	33,000円	140,000円
0.3 ha 以上 0.6 ha 未満	47,000円	70,000円	210,000円
0.6 ha 以上 1.0 ha 未満	94,000円	130,000円	280,000円
1.0 ha 以上 3.0 ha 未満	140,000円	220,000円	420,000円
3.0 ha 以上 6.0 ha 未満	190,000円	290,000円	550,000円
6.0 ha 以上 10.0 ha 未満	230,000円	370,000円	710,000円
10.0 ha 以上	330,000円	510,000円	950,000円

(2) 開発行為変更許可申請 (金額の上限は950,000円) (法第35条の2第1項)

- ① 設計の変更 (1) の1/10
- ② 区域編入 編入区域の面積に応じて (1) の欄の額
- ③ その他 10,000円

(3) 建築物の特例許可申請

(法第41条第2項ただし書) 50,000円

(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請 (法第42条第1項ただし書) 28,000円

(5) 開発許可を受けた地位承継承認申請 (法第45条)

- ① 自己の居住用又は1 ha 未満の自己の業務用 1,900円
- ② 1 ha 以上の自己の業務用 2,900円
- ③ その他 (非自己用) 19,000円

(6) 開発登録簿の写し交付 (法第47条第5項) 用紙1枚 500円

注1 このページの記述は「香川県使用料、手数料条例(平成12年4月1日改正)」に基づくものであり、条例改正により手数料金額等が変わることがありますので注意してください。

2 なお、権限移譲している市町については、各市町の条例で定める手数料金額となります。